配当公告

愛媛県松山市今在家三丁目九番三四号
破産者　協和電工株式会社
右の者に対する松山地方裁判所平成二十年(フ)第六〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一〇〇、八五四、九五九円
一、配当することのできる金額
金一九、三〇三、六四〇円
平成二十二年八月二十日
愛媛県松山市一番町一丁目一四番地一〇井手ビル二階　破産管財人　鷹田　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市牛島字御鷹野橋三七番地
一、最後の住所秋田市牛島西三丁目五番一四号
被相続人　亡　三浦　蓉子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
秋田県秋田市山王五丁目三番二五号藤本ビル三F
相続財産管理人　弁護士　荘司　昊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市高岡町二〇番地、最後の住所石川県金沢市長土塀三丁目二〇番六号
被相続人　亡　林　茂市
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
石川県金沢市本町二丁目二番一二号
相続財産管理人　松田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市材木町四六九番地、最後の住所石川県金沢市南森本町ヲ三四番地一
被相続人　亡　平野　誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
石川県金沢市尾張町一丁目七番一号
相続財産管理人　弁護士　松本　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所静岡県焼津市越後島三九二番地　住友ビル二〇二
被相続人　亡　住友成吾こと　鄭　成三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
事務所静岡県静岡市葵区伝馬町八―六　トップセンタービル一三階
相続財産管理人　弁護士　松田康太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区井宮町九八番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区東新田四丁目一番三―四〇四号　被相続人　亡　坂本　吉隆
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
静岡県静岡市葵区呉服町一丁目一番一四号　まどか法律事務所
相続財産管理人　秋山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区福田ヶ谷四二番地、最後の住所静岡県静岡市葵区福田ヶ谷三〇八番地　被相続人　亡　深井　明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
静岡県静岡市葵区呉服町一丁目一番一四号　まどか法律事務所
相続財産管理人　増田　英行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内二丁目一〇二一番地、最後の住所名古屋市昭和区台町一丁目一番地　被相続人　亡　桝田　裕子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
事務所和歌山市三番丁五二番地三番丁ビル二階F号室後藤数馬司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　後藤　数馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県由布市庄内町柿原一四二六番地、最後の住所北九州市小倉北区片野五丁目一番一〇―五〇四号　被相続人　亡　一法師寛子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年八月二十日
北九州市小倉北区田町一二番九号
相続財産管理人　加藤　丈雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成二十二年八月二十日
一、墳墓等所在地　京都府亀岡市千代川町北ノ庄惣堂一一番地及び一四番地
一、墳墓等の名称　北ノ庄共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　京都府亀岡市千代川町北ノ庄中ノ町三ノ四　共同墓地管理者　俣野　秀樹

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。
一　当協会の保証社員であった旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業
(二)　登録番号　沖縄県知事登録旅行業第二―二三二号
(三)　商号　有限会社サム
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社サム　那覇市仲井真三一六―一　取締役　平良　正志
(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　那覇市仲井真三一六―一
(六)　旅行業登録年月日　平成十五年八月二十五日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年八月三日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。
平成二十二年八月二十日
東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博